

# 尾道市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年2月25日(木) 14時00分～15時40分

2. 開催場所 向島公民館2階 大研修室

3. 出席委員 16人(委員総数19人)

|     |     |       |     |       |            |
|-----|-----|-------|-----|-------|------------|
| 会長  | 19番 | 土山 浩二 |     |       |            |
| 副会長 | 2番  | 金藤 祐治 | 8番  | 山田 清  |            |
| 委員  | 1番  | 米田 健一 | 3番  | 村上 智彦 | 4番 吉原 正紀   |
|     | 5番  | 松森 智  | 6番  | ————— | 7番 —————   |
|     | 9番  | 高本 博文 | 10番 | ————— | 11番 中司 睦枝  |
|     | 12番 | 大西 寛幸 | 13番 | 岡本 幸平 | 14番 原 弘子   |
|     | 15番 | 片山 博  | 16番 | 高橋 泰登 | 17番 八津川 和司 |
|     | 18番 | 檜原 生夫 |     |       |            |

欠席委員 3人

|    |       |    |       |     |      |
|----|-------|----|-------|-----|------|
| 6番 | 安井 常人 | 7番 | 上峠 数博 | 10番 | 村上 正 |
|----|-------|----|-------|-----|------|

4. 農地利用最適化推進委員の出席 16人(推進委員総数18人)

|       |       |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 江良 宗人 | 中司 邦弘 | 笠井 博志 | 浅野 訓  | ————— | 杉谷 智章 |
| 上 清五郎 | 石本 徳栄 | 宮迫 徹也 | 林原 啓  | 奥本 浩己 | 宮地 眞良 |
| 松浦 徳和 | ————— | 藤岡 正宏 | 江田 敏道 | 佐々木 崇 | 植原 宗哉 |

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案(審議事項)

- 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について(議事参与制限分)
  - 議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - 議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第11号 農地法第5条の許可事業計画変更について
  - 議案第10号 非農地証明申請について
  - 議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理機構分)
  - 議案第13号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(一般分)(議事参与制限分その1)
  - 議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(一般分)(議事参与制限分その2)
  - 議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(一般分)(議事参与制限分その3)
  - 議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(一般分)
- 審議事項(2) 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について

第3 議案(報告事項)

- 報告第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について
- 報告第7号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する受理について
- 報告第8号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する受理について
- 報告第9号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する取消しについて
- 報告第10号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について

第4 その他  
その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 市川 昌志

事務局職員 宮崎 伸昭 胡本 尚子 中島幸恵 小田 充彦

7. 農林水産課職員

職員 高橋 知佐子

8. 会議の概要

会 長 | あいさつ（省略）

議 長 | 本日の出席者の報告をさせていただきます。委員総数は19名で、本日の出席委員は16名、欠席委員は3名です。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。  
議事録署名は15番・片山博委員、16番・高橋泰登委員にお願いします。  
農地利用最適化推進委員は、18名中、出席委員は16名です。

議 長 | 議事に入る前に、議案の訂正等があれば、事務局より説明してください。

事務局 | 議案の訂正について説明いたします。  
議案の8ページをご覧ください。議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」の申請番号15番については、取り下げ願いが提出されていますので、議案から削除してください。

次に議案第16号「農地利用集積計画の決定について（一般分）」についても2件取り下げがあります。

議案56ページをご覧ください。申請番号81番が取り下げとなります。  
続いて議案62ページをご覧ください。申請番号91番が取り下げになります。  
この2件はいずれも、借受人が亡くなったことによる取り下げになります。

議案の訂正については、以上です。

議 長 | それでは、これから申請に基づく議題に入ります。  
議案書の方をご覧ください。  
議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
事務局より説明を求めます。

事務局 | それでは、議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。  
（議案第6号、13番から27番までを議案書をもとに説明）

申請番号13番・14番は関連案件のため一括して説明します。

権利の種類は、13番と14番を交換し、所有権移転するものです。

13番、申請地は、西藤町の1筆、現況地目は田、面積は20㎡です。

14番、申請地は、西藤町の1筆、現況地目は田、面積は16㎡です。

申請事由は相手方の要望によるです。

譲受人の経営面積は13番が2,073㎡、14番が2,045㎡で、ともに下限面積の1,000㎡を充たしています。

申請番号15番、権利の種類は交換による所有権移転です。

申請地は、西藤町の1筆、現況地目は田、面積は35㎡です。

譲渡理由は利便性を高めるため、譲受理由は相手方の要望によるです。

当該農地と譲受人所有の公衆用道路を交換し、農地の進入路を確保するものです。  
譲受人の経営面積は2,952㎡で、下限面積の1,000㎡を充たしています。

13番・14番・15番の申請については、2月5日、大西委員、杉谷推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号16番、権利の種類は売買による所有権移転です。

申請地は、御調町徳永字石丸の11筆、現況地目は田が7筆、畑が4筆、面積は合計3,596㎡です。

譲渡理由は農業廃止、譲受理由は新規就農者としてです。

譲受人は新規就農者のため経営面積はありませんが、今回の譲受面積が3,596㎡であり、下限面積の2,000㎡を充たします。

なお、新規就農者のため営農計画書が添付されており、自家消費用に米・野菜類を耕作することとなっています。

申請番号17番、権利の種類は贈与による所有権移転です。

申請地は、御調町徳永字中連の6筆、現況地目は田が2筆、畑が4筆、面積は合計5,529㎡です。

申請地6筆のうち、現況地目が田の2筆については、御調町にある農地所有適格法人と賃貸による利用権設定がされている農地となっています。

本来であれば、いったん賃借権を合意解約し、新たな所有者と利用権設定するところですが、農地法関係事務に係る処理基準の中で「農地所有適格法人に使用及び収益を目的とする権利が設定されている農地等について、当該法人の構成員にその所有権を移転しようとする場合にあつては、当該法人が引き続き農地等の全てを効率的に利用して耕作を行うこと認められるときに限り、当該構成員が自らの耕作が可能となる時期に関わらず、所有権の取得を認めることができるものとする。」とあります。

これは今回のように農地所有適格法人と利用権設定がされている農地でも、当該法人の構成員に所有権を移転し、引き続き当該法人と利用権設定をする場合は、いったん合意解約をしなくても、第3条許可を行うことができるというものです。

譲受人が当該法人の構成員であること、引き続き当該法人と利用権設定をすることについては、別途書類の提出を求め確認をしております。

譲渡理由は農業廃止、譲受理由は自宅から近く利便性を高めるためです。

譲受人の経営面積は5,290.69㎡で、下限面積の2,000㎡を充たしています。

申請番号16番及び17番の申請については、2月9日、松森委員、石本推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号18番、権利の種類は贈与による所有権移転です。

申請地は、向島町の3筆、現況地目は畑、面積は合計1,059.78㎡です。

譲渡理由は高齢による経営縮小、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。

譲受人の経営面積は2,453㎡で、下限面積の1,000㎡を充たしています。

申請番号19番、権利の種類は売買による所有権移転です。

申請地は、向島町岩子島の1筆、現況地目は畑、面積は78㎡です。

譲渡理由は高齢による経営縮小、譲受理由は自宅から近く利便性を高めるためです。

譲受人の経営面積は1,245.91㎡で、下限面積の1,000㎡を充たしています。

申請番号18番及び19番の申請については、2月5日、吉原委員、原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号20番・21番は関連案件のため一括して説明します。

20番、権利の種類は5年間の使用貸借権の設定です。

申請地は、因島重井町の2筆、現況地目は畑、面積は合計1,998㎡です。

21番、権利の種類は7年間の使用貸借権の設定です。

申請地は、因島重井町の1筆、現況地目は畑、面積は1,771㎡です。

貸渡理由は相手方の要望による、借受理由は新規就農者としてです。

20番・21番の借受人は新規就農者のため経営面積はありませんが、今回の借受面積が合わせて3,769㎡であり、下限面積の2,000㎡を充たします。

なお、新規就農者のため営農計画書が添付されており、出荷目的で野菜類を耕作することとなっています。

この申請については2月9日、村上智彦委員、村上佐代子推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号22番、権利の種類は9年間の使用貸借権の設定です。  
申請地は、瀬戸田町名荷の2筆、現況地目は畑、面積は合計3,299㎡です。  
貸渡理由は経営移譲年金受給のため農業後継者へ、借受理由は農業後継者としてです。  
借受人の経営面積は15,534㎡で、下限面積の3,000㎡を充たしています。  
この申請については、2月10日、片山委員、高本委員、佐々木推進委員と事務局職員で  
現地調査を行いました。

申請番号23番、権利の種類は売買による所有権移転です。  
申請地は、瀬戸田町名荷の1筆、現況地目は畑、面積は482㎡です。  
譲渡理由は農業廃止、譲受理由は自宅から近く利便性を高めるためです。  
譲受人の経営面積は3,581.89㎡で、下限面積の3,000㎡を充たしています。  
この申請については、2月10日、高本委員、佐々木推進委員と事務局職員で現地調査を  
行いました。

申請番号24番、権利の種類は売買による所有権移転です。  
申請地は、瀬戸田町荻の4筆、現況地目は畑、面積は合計3,390.41㎡です。  
譲渡理由は農業廃止、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。  
譲受人の経営面積は9,092㎡で、下限面積の3,000㎡を充たしています。  
この申請については、2月10日、米田委員、江田推進委員と事務局職員で現地調査を行  
いました。

申請番号25番、権利の種類は贈与による所有権移転です。  
申請地は、瀬戸田町高根の2筆、現況地目は畑、面積は合計1,638㎡です。  
譲渡理由は後継者がいないため経営縮小、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。  
譲受人の経営面積は44,910.15㎡で、下限面積の3,000㎡を充たしていま  
す。

申請番号26番、権利の種類は贈与による所有権移転です。  
申請地は、瀬戸田町高根の1筆、現況地目は畑、面積は1,885㎡です。  
譲渡理由は高齢による経営縮小、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。  
譲受人の経営面積は44,910.15㎡で、下限面積の3,000㎡を充たしていま  
す。

申請番号27番、権利の種類は贈与による所有権移転です。  
申請地は、瀬戸田町鹿田原の1筆、現況地目は畑、面積は812㎡です。  
譲渡理由は高齢による経営縮小、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。  
譲受人の経営面積は32,890.94㎡で、下限面積の3,000㎡を充たしていま  
す。

申請番号25番から27番については、2月10日、片山委員、植原推進委員と事務局職員  
で現地調査を行いました。

申請番号13番から27番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないた  
め、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま、事務局より説明が終わりました。

　　これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質  
疑のある方は挙手をしてください。

　　(挙手あり)

議 長 　　どうぞ。

11番委員 　　申請番号20番と21番の借受人は、新規就農者で旧尾道市内の〇〇町ですが、耕作地ま  
でに距離があるが、大丈夫でしょうか。

|            |   |
|------------|---|
| 事務局        | 借受人は、耕作地をまだ増やしたい意向をもっており、意欲のある方です。  |
| 議 長        | よろしいですか。  |
| 11番委員      | わかりました。   |
| 議 長        | 他にございますか。<br><br>(挙手なし)<br><br>質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。<br>申請番号13番から27番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。<br><br>(挙手多数)<br>挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。   |
| 議 長        | 次に、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について（議事参与制限分）」を議題といたします。<br>この議案の審議については、受人が同居の親族に当たるため、『農業委員会等に関する法律』第31条第1項の規定「議事参与の制限」により、15番・片山博委員の退室を求めます。<br><br>(15番・片山博委員 退室)<br><br>事務局より説明を求めます。   |
| 事務局        | それでは、議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請（議事参与制限分）について、ご説明いたします。<br><br>(議案第7号、28番から29番を議案書をもとに説明)<br><br>申請番号28番、権利の種類は贈与による所有権移転です。<br>申請地は、瀬戸田町高根の1筆、現況地目は畑、面積は72㎡です。<br>譲渡理由は農業廃止、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。<br>譲受人の経営面積は32,721㎡で、下限面積の3,000㎡を充たしています。<br><br>申請番号29番、権利の種類は贈与による所有権移転です。<br>申請地は、瀬戸田町高根の1筆、現況地目は畑、面積は265㎡です。<br>譲渡理由は農業廃止、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。<br>譲受人の経営面積は32,721㎡で、下限面積の3,000㎡を充たしています。<br>申請番号28番・29番については2月10日、植原推進委員と事務局職員で現地調査を行い、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。<br><br>以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。 |
| 議 長        | ただいま、事務局より説明が終わりました。<br><br>これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。<br><br>(挙手あり)<br>どうぞ。<br>「議事参与制限」とは、どういったことでしょうか。  |
| 議長<br>推進委員 |   |

|      |  |
|------|--|
| 事務局  | <p>「議事参与制限」とは、農業委員会等に関する法律の第31条により、議案が農業委員本人及び配偶者、同居の親族に関する事項については、議事に参与できないことになっています。本件は、譲受人が片山委員の同居の息子さんに当たるため、議事に参与できません。</p> <p>なお、この後の利用権設定の議案におきましても、土山委員、高橋委員、片山委員に関する議案については、同様な制限を取らせていただきます。</p> |
| 推進委員 | わかりました。  |
| 議長   | 他にございますか。  |
|      | (挙手なし)   |
|      | <p>質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。</p> <p>申請番号28番、29番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。</p>  |
|      | (挙手多数)   |
|      | 挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。   |
|      | 退室した15番片山博委員の入室を求めます。  |
|      | (15番・片山博委員 入室)   |
| 議長   | 次に、議案第8号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。   |
|      | 事務局より説明を求めます。  |
| 事務局  | <p>それでは、議案第8号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p>   |
|      | (議案8号、3番を議案書をもとに説明)  |
|      | <p>申請番号3番、所在は、因島土生町の1筆、現況地目は畑、農振地域外、33㎡の転用計画です。</p>  |
|      | <p>申請地は、非線引き都市計画区域の用途地域内(第1種住居地域)にあり、農地区分は第3種農地と考えられます。</p>  |
|      | 転用目的は、進入路で住宅への進入路が計画されています。  |
|      | <p>申請人は隣接地に住宅を所有しており、自己所有農地を転用して、自動車が通行できる住宅までの進入路として使用したいというものです。</p>   |
|      | <p>この申請については、2月9日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行い、転用について問題ないものと確認しております。</p>  |
|      | <p>以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>   |
| 議長   | ただいま、事務局より説明が終わりました。   |
|      | <p>これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。</p>  |
|      | (補足説明、質問、意見なし)   |
|      | 質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。  |
|      | <p>申請番号3番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。</p>  |
|      | (挙手多数)   |
|      | 挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。   |
| 議長   | 次に、議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。   |
|      | 事務局より説明を求めます。  |

それでは、議案第9号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

(議案第9号、16番から36番までを議案書をもとに説明)

議案説明の前に、議案の訂正があります。

申請番号15番につきましては、議案発送後の2月22日、申請人から、申請取下の届出がありましたので、本議案からの削除をお願いいたします。

申請番号16番及び17番につきましては、関連案件のため一括して説明いたします。申請内容は、16番が使用貸借による権利の設定、17番が賃貸借による権利の設定です。

所在は、美ノ郷町本郷の全2筆、現況地目は畑、農振農用地区域外、合計957㎡の転用計画です。

申請地は、市街化調整区域にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農地区分は、第2種農地と考えられます。

(なお、これ以降農業公共投資の対象となっていない小集団の農地である第2種農地は、「その他2種」と説明させていただきます。)

転用目的は、太陽光発電設備で、太陽光パネル300枚、発電量49.5Kwが計画されています。

借受人は、申請地を借り受けて、太陽光発電設備を設置したいというものです。

16番・17番の申請については、2月4日、上埜委員、笠井推進委員と事務局職員で、申請人立会のもと、現地調査を行い、転用については問題ないものと確認しております。

申請番号18番～23番の6案件につきましても、関連案件のため一括して説明いたします。

申請内容は、18番～22番が賃貸借による権利の設定、23番が売買による所有権の移です。

所在は、百島町の全11筆、現況地目は畑及び山林、農振農用地区域外、合計3,946㎡の転用計画です。

申請地は、都市計画区域外にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、キャンプ場で、管理棟1棟、建築面積60.75㎡、ウッドデッキ、フリーテントスペースが計画されています。

借受及び譲受人は、申請地を借り受け及び買い受けて、キャンプ場を建設し、夫婦共同で運営したいというものです。

この申請については、2月5日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で、現地調査を行い、転用については問題ないものと確認しております。

なお、本件は、3,000㎡を超える転用案件として、広島県農業会議に意見聴取することとなります。

申請番号24番、申請内容は、使用貸借による権利の設定です。

所在は、高須町の3筆、現況地目は畑及び宅地、農振農用地区域外、合計326.96㎡の転用計画です。

申請地は、市街化調整区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積66㎡、駐車場2区画、合併浄化槽が計画されています。

借受人は、現在借家住まいですが、この度、祖母名義の申請地を借り受けて、住宅を新築したいというものです。

申請番号25番、申請内容は、使用貸借による権利の設定です。

所在は、高須町の2筆、現況地目は畑及び宅地、農振農用地区域外、合計196㎡の転用計画です。

申請地は、市街化調整区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積74.73㎡、駐車場2区画、合併浄化槽が計画されています。

借受人は、現在借家住まいですが、この度、父名義の申請地を借り受けて、住宅を新築したいというものです。

24番・25番の申請については、2月5日、大西委員、杉谷推進委員と事務局職員で、現地調査を行い、転用については問題ないものと確認しております。

なお、両申請ともに都市計画法による建築許可見込みです。

申請番号26番、申請内容は、売買による所有権の移転です。  
所在は、御調町仁野の1筆、現況地目は田、農振農用地区域外、321㎡の転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、一般住宅用地で、住宅1棟、建築面86.95㎡、合併浄化槽が計画されています。

譲受人は、現在義理の両親と同居していますが、この度、義理の父から申請地を買い受けて、住宅を新築したいというものです。

申請番号27番～29番につきましては、関連案件のため一括して説明いたします。

申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、御調町大町の全5筆、現況地目は畑及び田、農振農用地区域外、合計1,598㎡の転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、太陽光発電設備で、太陽光パネル360枚、発電量49.5kwが計画されています。

譲受人は、福山市に本店を置く太陽光発電による売電事業を営む法人です。申請地を買い受けて、太陽光発電設備を設置したいというものです。

申請番号30番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、御調町三郎丸の2筆、現況地目は畑、農振農用地区域外、合計953㎡の転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、太陽光発電設備で、太陽光パネル348枚、発電量49.5Kwが計画されています。

譲受人は、申請地を買い受けて、太陽光発電設備を設置したいというものです。

27番～30番の申請については、2月9日、八津川委員、宮迫推進委員と事務局職員で、また、太陽光設備の転用事案については申請代理人立会のもと、現地調査を行い、転用については問題ないものと確認しております。

申請番号31番、申請内容は、使用貸借による権利の設定です。

所在は、向島町の2筆、現況地目は畑、農振農用地区域外、合計191㎡の転用計画です。

申請地は、市街化調整区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積82.81㎡、駐車場2区画、合併浄化槽が計画されています。

借受人は、現在借家住まいですが、この度、祖父名義の申請地を借り受けて、住宅を新築したいというものです。都市計画法による建築許可見込みです。

この申請については、2月5日、吉原委員、原委員、奥本推進委員と事務局職員で、現地調査を行い、転用については問題ないものと確認しております。

申請番号32番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、因島田熊町の3筆、現況地目は畑、農振地域外、合計485.22㎡の転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域の用途地域内（第1種住居地域）にあり、農地区分は、第3種農地と考えられます。

転用目的は、駐車場用地で、駐車場11区画が計画されています。

譲受人は、隣接地で旅館を営んでいます。駐車場が不足していることから、申請地を買い受けて、来客用の駐車場として使用したいというものです。

この申請については、2月9日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で、現地調査を行い、転用については問題ないものと確認しております。

申請番号33番申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、瀬戸田町名荷の1筆、現況地目は畑、農振農用地区域外、436㎡の転用計画です。



申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。  
転用目的は、資材置場用地で、資材置場及び駐車場が計画されています。  
譲受人は、同町内で電機業を営む事業主であり、申請地を買い受けて、事業用の資材置場や駐車場として使用したいというものです。

申請番号34番、申請内容は、贈与による所有権の移転です。  
所在は、瀬戸田町中野の1筆、現況地目は宅地、農振地域外、111㎡の転用事案です。  
申請地は、非線引き都市計画区域の用途地域内（第1種住居地域）にあり、農地区分は、第3種農地と考えられます。  
転用目的は、駐輪場で、自転車置場として利用するというものです。  
譲受人は、栗原町に本店を置く船舶業を営む法人です。申請地を取得し、隣接する外国人実習生が入居している寮生の駐輪場として使用したいというものです。  
なお、本件は平成10年頃に転用済みであり、申請に際しては顛末書が添付されております。  
33番及び34番の申請については、2月10日、高本委員、佐々木推進委員と事務局職員で、現地調査を行い、転用については問題ないものと確認しております。

申請番号35番、申請内容は、売買による所有権の移転です。  
所在は、瀬戸田町荻の1筆、現況地目は畑、農振農用地区域外、9.81㎡の転用計画です。  
申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。  
転用目的は、資材置場用地で、資材置場及び通路が計画されています。  
譲受人は、大阪市に本店置く太陽光発電による売電事業を営む法人です。  
本件は令和2年11月総会において許可を得た、太陽光発電設備用地の隣接地であり、申請地を買い受けて、太陽光事業の一体利用で、資材置場や作業用通路として利用したいというものです。  
この申請については、2月10日、米田委員、江田推進委員と事務局職員で、現地調査を行い、転用については問題ないものと確認しております。

申請番号36番、申請内容は、売買による所有権の移転です。  
所在は、瀬戸田町荻の1筆、現況地目は畑、農振農用地区域外、2,216㎡の転用計画です。  
申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。  
転用目的は、太陽光発電設備で、太陽光パネル264枚、発電量49.5Kwが計画されています。  
譲受人は、申請地を買い受けて、太陽光発電設備を設置したいというものです。  
この申請については、昨年、1月8日、米田委員、江田推進委員と事務局職員で、申請代理人立会のもと現地調査を行いました。  
申請地は斜面地であり、下流域には隣接する農地があることから、隣接農地所有者から太陽光事業に対する同意を得ること、また、雨水の流失が懸念されることから水路の新設等、排水計画についての指導を行いました。  
後日、申請代理人より、改善指導に対する排水計画の図面が提出され、その後、再度、現地調査を行い、隣接農地所有者からの同意書も提出されたことから、転用については問題ないものと確認しております。

以上、全ての申請のうち、太陽光発電設備の転用申請につきましては、すべて、再生可能エネルギー発電事業計画認定済みであることを確認しております。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(挙手あり)

どうぞ。

4番委員

太陽光パネルの枚数に違いがあるが、どれも発電量が49.5Kwであるがどうか。

|  |   |
|--|---|
| <p>事務局<br/>4 番委員<br/>事務局<br/>議 長</p>   | <p>再生可能エネルギー発電事業計画認定で認定された発電量を議案には記載しています。</p> <p>300枚のパネルもあれば、152枚のパネルもあるが。</p> <p>パネル枚数に違いがあっても、設備の発電量は認定を受けた発電量とされています。</p> <p>よろしいでしょうか。<br/>他にございますか。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。<br/>申請番号16番から36番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。<br/>なお、関係他法令が審査中の案件につきましては、他法令が許可になりしだい、許可決定することといたします。<br/>また、申請番号18番から23番の案件につきましては、農業委員会ネットワーク機構(広島県農業会議)への意見聴取をし、許可妥当の答申後に許可決定することといたします。</p>  |
| <p>議 長<br/><br/>事務局<br/><br/><br/><br/><br/><br/><br/><br/><br/><br/>議 長</p> | <p>次に、議案第10号「農地法第5条の許可事業計画変更申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第10号、農地法第5条の許可事業計画変更申請について、ご説明いたします。</p> <p>(議案第10号、1番を議案書をもとに説明)</p> <p>申請番号1番、所在は、因島三庄町の1筆、現況地目は雑種地及び畑、農振農用地区域外、太陽光発電設備の転用計画の変更です。</p> <p>申請地は、太陽光発電設備目的により、令和2年10月26日付け、許可番号第390号、農地法第5条で、農地全体である1,302㎡の転用許可を得て太陽光発電設備を設置しているところですが、使用面積は830.08㎡で、残りの471.92㎡は、農地(柑橘栽培地)として利用したいというものです。</p> <p>この度、転用面積を、全部転用から一部転用とするため、農地法第5条の事業計画変更を申請したものです。</p> <p>この申請については、2月9日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員が、現地調査を行い、事業地以外は農地として利用していることを確認しております。</p> <p>ただいま、事務局より説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。</p> <p>(補足説明、質問、意見なし)</p> <p>質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。</p> <p>申請番号1番は原案のとおり、許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数ですので、本件は、原案のとおり受理決定することに決しました。</p> |
| <p>議 長</p>   | <p>次に、議案第11号「非農地正明申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>  |

事務局

それでは、議案第11号、農地法第5条の許可事業計画変更申請について、ご説明いたします。

(議案第11号、4番から5番を議案書をもとに説明)

申請番号4番は、高須町の1筆、現況地目は宅地、面積は、316㎡です。  
利用状況は、昭和45年頃、住居を建替えており、それ以来宅地として利用しているものです。

農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。

この申請については、2月5日、大西委員、杉谷推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地と判定されました。

申請番号5番は、御調町大原の1筆、現況地目は山林、面積は、538㎡です。  
利用状況は、平成4年頃耕作を放棄し、現在は雑木が繁茂し、山林化している状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、都市計画区域外です。

この申請については、2月9日、土山委員、上推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林と判定されました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号4番から5番は原案のとおり、受理決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり受理決定することに決しました。

議長

次に、議案第12号「農業経営基盤強化促進法第18条の1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」(農地中間管理機構分)を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第12号、農業経営基盤強化促進法第18条の1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。

(議案第12号、6番から27番を議案書をもとに説明)

申請番号6番、土地の所在は、御調町丸門田字四反畠、地目は、現況は畑、登記は田、面積は3,449㎡のうち3,046㎡、他2筆で、合計面積は、3,465㎡です。

権利の種類は賃貸借権の設定、賃借料は全体で玄米103kg、利用目的は野菜、契約期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日です。

申請番号7番、土地の所在は、御調町津蟹字寄平沖、地目は、現況登記ともに田、面積は3,662㎡、他1筆で、合計面積は、5,655㎡です。

権利の種類は賃貸借権の設定、賃借料は10aあたり10,000円、利用目的は水稲、契約期間は令和3年4月1日から令和12年12月31日です。

申請番号8番、土地の所在は、御調町津蟹字寄平沖、地目は、現況登記ともに田、面積は1,771㎡です。

権利の種類は賃貸借権の設定、賃借料は10aあたり10,000円、利用目的は水稲、契約期間は令和3年4月1日から令和12年12月31日です。

申請番号9番、土地の所在は、御調町津蟹字輪勘定、地目は、現況登記ともに田、面積は1,517㎡です。

権利の種類は賃貸借権の設定、賃借料は10aあたり10,000円、利用目的は水稲、契約期間は令和3年4月1日から令和12年12月31日です。

申請番号10番、土地の所在は、御調町津蟹字輪勘定、地目は、現況登記ともに田、面積は3,373㎡です。

権利の種類は賃貸借権の設定、賃借料は10aあたり10,000円、利用目的は水稲、契約期間は令和3年4月1日から令和12年12月31日です。

申請番号11番、土地の所在は、御調町津蟹字輪勘定、地目は、現況登記ともに田、面積は2,999㎡です。

権利の種類は賃貸借権の設定、賃借料は10aあたり10,000円、利用目的は水稲、契約期間は令和3年4月1日から令和12年12月31日です。

申請番号12番、土地の所在は、御調町津蟹字輪勘定、地目は、現況登記ともに田、面積は4,980㎡です。

権利の種類は賃貸借権の設定、賃借料は10aあたり10,000円、利用目的は水稲、契約期間は令和3年4月1日から令和12年12月31日です。

申請番号13番、土地の所在は、御調町津蟹字輪勘定、地目は、現況登記ともに田、面積は6,841㎡です。

権利の種類は賃貸借権の設定、賃借料は10aあたり10,000円、利用目的は水稲、契約期間は令和3年4月1日から令和12年12月31日です。

申請番号14番、土地の所在は、御調町津蟹字輪勘定、地目は、現況登記ともに田、面積は1,410㎡、他1筆で、合計面積は、1,945㎡です。

権利の種類は賃貸借権の設定、賃借料は10aあたり10,000円、利用目的は水稲、契約期間は令和3年4月1日から令和12年12月31日です。

申請番号15番、土地の所在は、御調町津蟹字輪勘定、地目は、現況登記ともに田、面積は1,070㎡です。

権利の種類は賃貸借権の設定、賃借料は10aあたり10,000円、利用目的は水稲、契約期間は令和3年4月1日から令和12年12月31日です。

申請番号16番、土地の所在は、御調町津蟹字助友沖、地目は、現況登記ともに田、面積は7,024㎡です。

権利の種類は賃貸借権の設定、賃借料は10aあたり10,000円、利用目的は水稲、契約期間は令和3年4月1日から令和12年12月31日です。

申請番号17番、土地の所在は、御調町津蟹字助友沖、地目は、現況登記ともに田、面積は2,613㎡です。

権利の種類は賃貸借権の設定、賃借料は10aあたり10,000円、利用目的は水稲、契約期間は令和3年4月1日から令和12年12月31日です。

申請番号18番、土地の所在は、御調町津蟹字隠迫、地目は、現況登記ともに田、面積は3,908㎡です。

権利の種類は賃貸借権の設定、賃借料は10aあたり10,000円、利用目的は水稲、契約期間は令和3年4月1日から令和12年12月31日です。

申請番号19番、土地の所在は、御調町津蟹字隠迫、地目は、現況登記ともに田、面積は2,310㎡、他2筆で、合計面積は、8,636㎡です。

権利の種類は賃貸借権の設定、賃借料は10aあたり10,000円、利用目的は水稲、契約期間は令和3年4月1日から令和12年12月31日です。

申請番号20番、土地の所在は、御調町津蟹字隠迫、地目は、現況登記ともに田、面積は790㎡です。

権利の種類は賃貸借権の設定、賃借料は10aあたり10,000円、利用目的は水稲、契約期間は令和3年4月1日から令和12年12月31日です。

申請番号21番、土地の所在は、御調町津蟹字石ケ坪、地目は、現況登記ともに田、面積は3,670㎡、他2筆で、合計面積は、6,494㎡です。

権利の種類は賃貸借権の設定、賃借料は10aあたり10,000円、利用目的は水稲、契約期間は令和3年4月1日から令和12年12月31日です。

申請番号22番、土地の所在は、御調町津蟹字安平沖、地目は、現況登記ともに田、面積は1,297㎡、他1筆で、合計面積は、4,987㎡です。

権利の種類は賃貸借権の設定、賃借料は10aあたり10,000円、利用目的は水稲、契約期間は令和3年4月1日から令和12年12月31日です。

申請番号23番、土地の所在は、御調町津蟹字田良丸沖、地目は、現況登記ともに田、面積は334㎡、他3筆で、合計面積は、3,070㎡です。

権利の種類は賃貸借権の設定、賃借料は10aあたり10,000円、利用目的は水稲、契約期間は令和3年4月1日から令和12年12月31日です。

申請番号24番、土地の所在は、御調町津蟹字田良丸沖、地目は、現況登記ともに田、面積は460㎡、他1筆で、合計面積は、2,840㎡です。

権利の種類は賃貸借権の設定、賃借料は10aあたり10,000円、利用目的は水稲、契約期間は令和3年4月1日から令和12年12月31日です。

申請番号25番、土地の所在は御調町津蟹字田良丸沖、地目は、現況登記ともに田、面積は1,956㎡です。

権利の種類は賃貸借権の設定、賃借料は10aあたり10,000円、利用目的は水稲、契約期間は令和3年4月1日から令和12年12月31日です。

申請番号26番、土地の所在は、御調町津蟹字沖天神、地目は、現況登記ともに田、面積は2,113㎡です。

権利の種類は賃貸借権の設定、賃借料は10aあたり10,000円、利用目的は水稲、契約期間は令和3年4月1日から令和12年12月31日です。

申請番号27番、土地の所在は、因島重井町字宮沖新開、地目は、現況登記ともに畑、面積は555㎡、他2筆で、合計面積は、1,327㎡です。

権利の種類は賃貸借権の設定、賃借料は10aあたり10,000円、利用目的は野菜、契約期間は令和3年3月2日から令和13年12月31日です。

これらの農地全てについて、農地中間管理機構から借り受けを希望する耕作者はすでにおり、これについては、審議事項(2)で審議させていただきます。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号6番から27番は原案のとおり、受理決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり受理決定することに決しました。

議 長

次に、議案第13号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画のについて」(一般分)(議事参与制限分その1)を議題といたします。

この議案については、私に関する議案がありますので、議長を金藤副会長と交代します。

(議長 金藤副会長に交代)

議長代理

ただいま議長を交代しました。

この議案の審議については、『農業委員会等に関する法律』第31条第1項の規定「議事参与の制限」により、19番・土山浩二委員の退室を求めます。

[19番・土山浩二委員 退室]

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、いわゆる利用権設定関係についてご説明いたします。

(議案第13号、28番を議案書をもとに説明)

申請番号28番、土地の所在は、御調町植野字沖田、地目は、現況登記ともに田、面積は680㎡、他4筆で、合計面積は、6,824㎡です。

権利の種類は賃貸借権の設定、賃借料は10aあたり玄米30kg、利用目的は水稻、契約期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案第13号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長代理

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

(質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号28番は原案のとおり、受理決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は原案のとおり決定することに決しました。

退室した19番・土山浩二委員の入室を求めます。

[19番・土山浩二委員 入室]

ここで、議長を土山会長と再度交代します。

[議長 土山会長に交代]

議 長

議長を交代しました。

次に、議案第14号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画のについて」(一般分)(議事参与制限分その2)を議題といたします。

この議案の審議については、『農業委員会等に関する法律』第31条第1項の規定「議事参与の制限」により、16番・高橋泰登委員の退室を求めます。

[16番・高橋泰登委員 退室]

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、いわゆる利用権設定関係についてご説明いたします。

(議案第14号、29番を議案書をもとに説明)

申請番号29番、土地の所在は、浦崎町字城端沖、地目は、現況は畑、登記は田、面積は608㎡です。

権利の種類は使用貸借権の設定、利用目的は野菜、契約期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

(質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号29番は原案のとおり、受理決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は原案のとおり決定することに決しました。

退室した16番・高橋泰登委員の入室を求めます。

[16番・高橋泰登委員 入室]

議長

次に、議案第15号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画のについて」(一般分)(議事参与制限分その3)を議題といたします。

この議案の審議については、『農業委員会等に関する法律』第31条第1項の規定「議事参与の制限」により、15番・片山博委員の退室を求めます。

[15番・片山博委員 退室]

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第15号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、いわゆる利用権設定関係について、農業委員さんが関係する議案について、ご説明いたします。

(議案第15号、30番を議案書をもとに説明)

申請番号30番、土地の所在は、瀬戸田町高根字滝山、地目は、現況登記ともに畑、面積は491㎡です。

権利の種類は使用貸借権の設定、利用目的は果樹、契約期間は令和3年4月1日から令和13年3月31日です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

(質問、意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号30番は原案のとおり、受理決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は原案のとおり決定することに決しました。

退室した15番・片山博委員の入室を求めます。

[15番・片山博委員 入室]

議 長

次に、議案第16号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画のについて」(一般分)を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

議案の説明に入る前に、申請の取り下げがありましたのでお知らせします。56ページをお開きください。

申請番号81番、西藤町字合六現況登記ともに田、面積1,011㎡の使用貸借権設定にかかる議案について、申請後に借受人が死亡されたため、令和3年4月1日から契約が始まる本議案については、貸渡人から取下げの申し出がありました。

また、62ページの申請番号91番、御調町大塔 現況登記ともに田、面積425㎡、他1筆、合計面積1,545㎡の貸借権設定にかかる議案についても、申請後に借受人が死亡されたため、令和3年4月1日から契約が始まる本議案については、借受人の妻から取下げの申し出がありました。

ついては、この申請番号81番、91番については、審議対象から外していただきますようお願いいたします。

それでは、議案第16号、農業経営基盤強化促進法第18条の1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、いわゆる利用権設定関係について、農業委員さんが関係する議案について、ご説明いたします。

(議案第16号、31番から178番を議案書をもとに説明)

それでは、議案第16号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、いわゆる利用権設定関係について新規就農分の申請番号31番から36番までを説明させていただきます。

なお、経営規模の拡大など、新規分の申請番号37番から70番までと以前から利用権を設定しており、その期間を更新する申請番号71番から178番までは説明を省略させていただきます。では、新規就農分について説明をさせていただきます。

申請番号31番、土地の所在は山波町字倉ノ内西側、地目は、現況登記ともに畑、面積は277㎡です。

権利の種類は使用貸借権の設定、利用目的は果樹、契約期間は令和3年4月1日から令和13年3月31日です。

この申請については、2月5日に貸渡人、借受人立会いのもと、山田副班長、中司推進委員と事務局職員で現地調査を行い、利用権の設定については問題ないものと確認しております。

申請番号32番、土地の所在は、因島中庄町字油屋新開ヲ印、地目は、現況登記ともに畑、面積は2,137㎡です。

権利の種類は貸借権の設定、利用目的は野菜、契約期間は令和3年4月1日か令和3年6月30日の解除条件付の利用権設定となります。



解除条件付とは、平成21年の法改正から新設された、農地所有適格法人以外の法人が、利用権設定をすることが出来る、というものです。

株式会社等の借受人が、適切に耕作をしていない、などの場合に、勧告などの所定の手続きを経て、借受人の同意無しに貸し借りを解除できるというものです。

この申請については、2月9日に借受人立会いのもと、檜原委員、松浦推進委員と事務局職員で現地調査を行い、利用権の設定については問題ないものと確認しております。

申請番号33番、土地の所在は、因島中庄町字油屋新開ヲ印、地目は、現況登記ともに畑、面積は1,985㎡です。

権利の種類は賃貸借権の設定、利用目的は野菜、契約期間は令和3年4月1日か令和3年6月30日の解除条件付の利用権設定となります。

申請番号34番、土地の所在は 因島中庄町字仁井屋新開地目は、現況登記ともに畑、面積は5,197㎡のうち、4,000㎡です。

権利の種類は賃貸借権の設定、利用目的は野菜、契約期間は令和3年4月1日か令和13年3月31日です。

この申請については、2月9日に借受人立会いのもと、檜原委員、松浦推進委員と事務局職員で現地調査を行い、利用権の設定については問題ないものと確認しております。

申請番号35番、土地の所在は、因島中庄町字仁井屋新開、地目は、現況登記ともに畑、面積は5,201㎡のうち、3,000㎡です。

権利の種類は賃貸借権の設定、利用目的は野菜、契約期間は令和3年4月1日か令和13年3月31日です。

この申請については、2月9日に借受人立会いのもと、檜原委員、松浦推進委員と事務局職員で現地調査を行い、利用権の設定については、問題ないものと確認しております。

申請番号36番、土地の所在は、瀬戸田町宮原字向井、地目は、現況登記ともに畑、面積は1,449㎡、他14筆で、合計面積は、4,183㎡です。

権利の種類は使用貸借権の設定、利用目的は果樹、契約期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日の解除条件付の利用権設定となります。

この申請については、2月10日に借受人立会いのもと、米田班長、江田推進委員と事務局職員で現地調査を行い、利用権の設定については問題ないものと確認しております。

以上、説明を省略させていただきました新規・更新分を含め、これら全て、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

(挙手あり)

議 長

どうぞ。

16番委員

申請番号32番と33番は、利用期間が3か月しかないが大丈夫か。

事務局

この地区については、3条による貸借権や利用権の漏れ等を調査した地区になります。この案件は、以前は利用権設定しておりましたが期限後、更新をしておらず、この度、利用権の設定手続きを依頼した案件になります。

事情があり、現在植えている野菜の収穫後6月末で、申請地は、利用を解除する予定であるため、その期間しか設定しておりません。

議 長

よろしいですか。

16番委員

あと、申請番号36番の新規就農の法人は何を栽培予定か。

事務局

いろいろ植えられる様で、「もも」や「レモン」など柑橘系を植えられ予定です。

|                                    |  |
|------------------------------------|--|
| <p>16番委員</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>  | <p>どういった会社になるか。</p> <p>もともとは農業機器のリースを行っていた会社であったが、これからは果樹の栽培事業に力を入れていこうということを伺っております。</p> <p>よろしいでしょうか。<br/>他にございますか。<br/>(挙手なし)</p> <p>質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。</p> <p>申請番号81番、91番を除く31番から178番の申請については、原案のとおり決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。<br/>(挙手多数)</p> <p>挙手多数ですので、本件は原案のとおり決定することに決しました。</p>  |
| <p>議長</p> <p>農林水産課職員</p> <p>議長</p> | <p>次に、市からの意見聴取案件である審議事項(2)「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>この説明のために農林水産課の職員が出席されていますので、農林水産課より説明を求めます。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)について、貴会の意見を求めます。<br/>それでは、農用地利用配分計画の資料をご覧ください。<br/>(議案書資料をもとに説明)</p> <p>今回は3件37筆の農用地利用配分計画(案)について意見を求めます。本日の総会におきまして、土地所有者から農地中間管理機構への農用地利用集積計画が審議されたものです。</p> <p>申請の1件目、御調町津蟹の31筆、合計74,582㎡についてです。<br/>農地中間管理機構から転貸後は、法人の水稻の生産用地として使用されます。<br/>権利の種類は賃貸借権で、存続期間は令和12年12月31日までです。</p> <p>次に申請の2件目、因島重井町字宮沖新開の3筆、合計1,327㎡についてです。<br/>農地中間管理機構から転貸後は、〇〇〇〇株式会社の野菜の生産用地として使用されます。<br/>権利の種類は賃貸借権で、存続期間は令和13年12月31日までです。</p> <p>次に申請の3件目、御調町丸門田字四反畠の3筆、合計3,465㎡についてです。<br/>農地中間管理機構から転貸後は、認定農業者の野菜の生産用地として使用されます。<br/>権利の種類は賃貸借権で、存続期間は令和8年12月31日までです。</p> <p>以上3件について、本日の農業委員会での審議を経まして、その後、農用地利用配分計画の認可を広島県が判断することになります。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>ただいま、農林水産課より説明が終わりました。<br/>これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。<br/>(質問、意見なし)</p> <p>質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。<br/>農地利用配分計画(案)については、異議ない旨の意見決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。</p> |

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、異議ない旨の意見決定することに決しました。

議 長

次に、報告事項に入ります。  
報告第6号から第10号までを一括して審査を行います。  
農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。  
(質問、意見なし)  
質疑がないようなので、報告事項を終わります。  
以上で、本日の議案の審議ならび報告事項はすべて終了いたしました。

議 長

次に、その他に入ります。  
まず最初に、各調査区での活動状況を報告していただきます。  
報告事案等がある地区は挙手のうえ報告してください。

各委員

(活動状況報告：省略)

議 長

次に、事務局より、その他・連絡事項についての説明を求めます。

事務局

(その他・連絡事項について説明)

議 長

ただいまの事務局の説明について、農業委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

事務局

(質疑応答)

議 長

それではこれもちまして、尾道市農業委員会総会を閉会いたします。  
閉会にあたり副会長があいさつをいたします。

副会長

長時間にわたり、慎重な審議ありがとうございました。  
本日はご苦勞様でした。